

オープンカウンター方式の参加資格について

【印刷物】

- ① 地方自治法施行令第 167 条の4第1項各号のいずれにも該当しない者。
- ② 「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿」に登録されている者。
- ③ 「福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱」に基づき入札参加資格の制限を受けていない者。
- ④ 福島県内に本店を有し、かつ、自社の印刷設備で製造する者。
- ⑤ 県が参加資格としてその他必要事項を定めた場合、その必要事項に該当する者。
- ⑥ 地域を指定した場合は、指定した地域内に本店、支店又は営業所（県内に本店のある支店又は営業所に限る）を有する者。

【印刷物以外の物品】

- ① 地方自治法施行令第 167 条の4第1項各号のいずれにも該当しない者。
- ② 「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿」に登録されている者。
- ③ 「福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱」に基づき入札参加資格の制限を受けていない者。
- ④ 福島県内に本店を有する者。ただし、福島県内に本店を有する者だけでは競争性が確保できない場合は、県内に支店又は営業所を有する者及び県外に本店、支店又は営業所を有する者を含む。
- ⑤ 県が参加資格としてその他必要事項を定めた場合、その必要事項に該当する者。
- ⑥ 地域を指定した場合は、指定した地域内に本店、支店又は営業所（県内に本店のある支店又は営業所に限る）を有する者。